平成２１年（再イ）第２１９号
宮城県多賀城市新田字新後１番地の４
再生債務者　佐藤　裕子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第５４号
仙台市太白区金剛沢１丁目９番28号
再生債務者　木崎　和吉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第１６号
秋田市御所野地蔵田４丁目９番８号
再生債務者　加藤　謙一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第６８号
長野県安曇野市豊科南穂高2567番地２
再生債務者　小穴　亮一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（再イ）第６０号
愛知県豊川市御津町下佐脇宮本73番地１　コンフォール201号
再生債務者　高嶋　　強
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（再イ）第３号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅10―401
再生債務者　潮崎　照子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第６０号
山口県山陽小野田市日の出４丁目６番３号メゾン角102号
再生債務者　玉野　伸二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（再イ）第８３号
熊本県熊本市和泉町1127番地１
再生債務者　靏田　　斉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再イ）第８４号
熊本県熊本市和泉町1127番地１
再生債務者　靏田　美香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月28日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第１号

平成14年２月21日都市基盤整備公団関西支社公告第26号で公告した、道路改築工事が次のとおり完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

平成 22 年５月 17 日　　独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　斉藤　　親

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事完了日
和泉市道青葉台２号線ほか１路線		道路改築工事	平成22年５月17日
青葉台２号線	（起点）大阪府和泉市はつが野一丁目125番地先		
	（終点）大阪府和泉市はつが野一丁目124番地及び142番地先		
はつが野本線	（起点）大阪府和泉市はつが野二丁目159番地先		
	（終点）大阪府和泉市青葉台1143番地及び松尾寺町2217番地先		

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 16 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下､「料金公告」という。)１．⑵①イ㈠チ）Ｂに基づく集中工事等に伴う料金調整として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号)第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年５月 17 日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

「中央自動車道富士吉田線の工事通行止めにおける料金調整の実施」

１．料金の調整を行う自動車
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジを流出又は流入する全車種。

２．料金調整額
首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金と同額とした額を上限とする。

３．実施する期間
平成22年５月18日から平成22年５月20日、及び平成22年５月25日から平成22年５月27日まで。

４．調整範囲
首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金が中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金より高い区間について料金調整を行う。